

歴史的風致形成建造物の指定について

1 指定候補物件

久山館（石垣） 長野市戸隠 3515-3、3515-4 （詳細は5頁参照）

2 これまでの経過

平成27年8月5日 所有者から歴史的風致形成建造物指定提案書を受領
平成27年8月21日 平成27年度 第1回長野市歴史的風致維持向上協議会
歴史的風致形成建造物指定の候補について報告
平成27年11月10日 長野市歴史的風致維持向上協議会による現地視察
平成28年2月9日 所有者から歴史的風致形成建造物指定同意書を受領
平成28年2月12日 長野市教育委員会から歴史的風致形成建造物指定意見書を受領

3 長野市歴史的風致維持向上計画上の位置付け

長野市歴史的風致維持向上計画（以下「歴史まちづくり計画」という。）第8章1「歴史的風致形成建造物の指定の方針」の中に「本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。」と記載されている。

4 指定基準

歴史まちづくり計画第8章1「歴史的風致形成建造物の指定の方針」の中に記載されている「◎歴史的風致形成建造物の指定基準 6 その他、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの」の指定基準は、次の要件を満たすものとする。

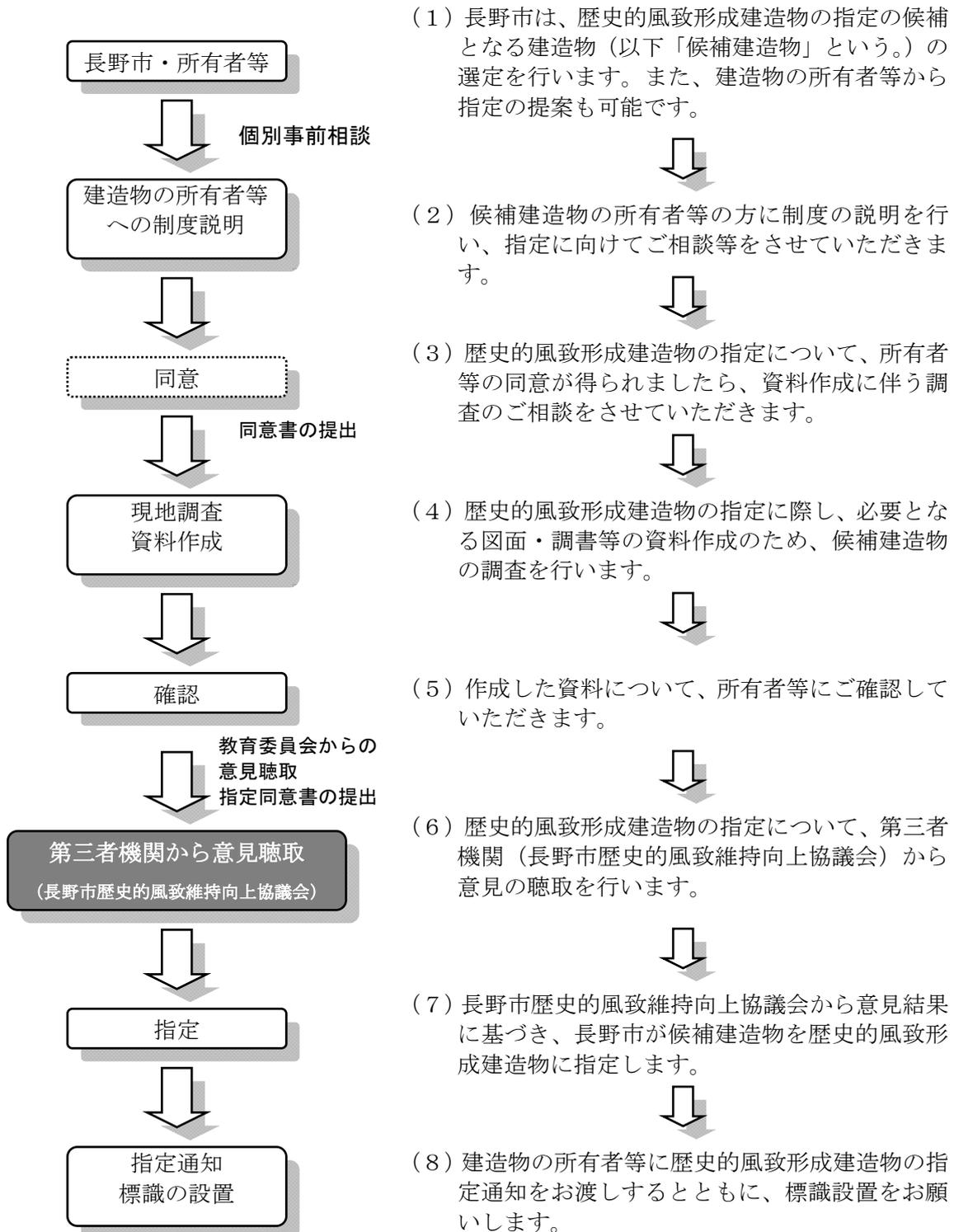
なお、民間の団体又は個人が所有しているものについては、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、一般公開等が継続して行われることを条件とする。

- (1) 街なみ環境整備事業地区に含まれているもの
- (2) 町並み保全を目的とした住民活動が積極的に展開されている地域に含まれているもの
- (3) 「歴史まちづくり計画 第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致」に記載された歴史的風致の重要な構成要素となる建造物等（神社仏閣建築、民家建築、近代洋風建築、近代和風建築、石造物・庭園などの土木構造物など）のうち、建設後50年を経過したもの
- (4) 建造物等の意匠性、技術性等が優れたもの
- (5) 歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- (6) 外観が景観上の特徴を有し、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの

5 歴史的風致形成建造物指定要件確認

指定基準	指定候補物件	久山館(石垣)
1	街なみ環境整備事業地区に含まれているもの	戸隠地区街なみ環境整備事業地区内
2	町並み保全を目的とした住民活動が積極的に展開されている地域に含まれているもの	戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会を中心に住民活動を展開している地域内
3	「歴史まちづくり計画 第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致」に記載された歴史的風致の重要な構成要素となる建造物等(神社仏閣建築、民家建築、近代洋風建築、近代和風建築、石造物・庭園などの土木構造物など)のうち、建設後 50 年を経過したもの	平成 28 年3月の歴史まちづくり計画の変更で、「第3章2(1)戸隠神社の式年大祭にみる歴史的風致」に記載予定 江戸初期の築造とされる
4	建造物等の意匠性、技術性等が優れたもの	打込み接により、東西約 120mにわたって築かれ、城郭を思わせる壮大な景観を有する
5	歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの	久山館は江戸時代には戸隠山顕光寺の本坊観修院として一山を統括する別当職にあり、現在も残る石垣からも往時の権勢が窺え、近世の戸隠を代表する工作物として貴重な遺構であり、今後も保全が必要
6	外観が景観上の特徴を有し、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの	戸隠神社の式年大祭における神輿渡御のルートから望見でき、戸隠地域の歴史的風致の維持向上のために必要
	総合評価	適合

6 歴史的風致形成建造物の指定までの流れ



※歴史的風致形成建造物の指定は、建造物の所有者等（共同所有等、所有者が複数おられる場合は、その全ての方）の意見を聞いて行うものであり、強制するものではありません。所有者等の承認を得られない場合は、歴史的風致形成建造物の指定の手続きを行いません。

7 歴史的風致形成建造物の指定に伴う支援

(1) 歴史的風致形成建造物の修理・修景に係る補助支援

歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物については、予算の範囲内において、修理・修景に係る補助を受けることができる。

補助制度を活用する場合、長野市と所有者で一般公開に関する協定を締結する。なお、外観のみを一般公開とすることも可能。

- <協定内容> ・公開範囲 ・協定期間
・建造物の維持、管理及び変更に関する事項 ・その他

8 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

(1) 所有者の管理義務

- ・歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさぬよう、適切に管理する義務が生じる。

(2) 増築等の維持、保全、継承に伴う制約

- ・建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに、市長に届け出る必要がある。市長は、建造物の保全に支障を来たすものであると認められた場合には、設計の変更等の措置を講ずべき旨を勧告することができる。
- ・指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除する。
- ・建造物の所有者が変わった時には、新しい所有者は、市長に届出が必要となる。

指定番号6 ひさやまかん いしがき 久山館 (石垣)

所在地	戸隠中社
建築年代	江戸初期
建築概要	全長約120m 高さ約3.0m 打込み接 <small>はぎ</small>
特徴等	<p>久山館は、戸隠神社の宿坊の一つであるが、江戸時代には戸隠山<small>けんこうじ</small>顕光寺の本坊勸修院として一山を統括する別当職にあった。戸隠神社中社境内の西側に位置し、戸隠神領一千石のうち、五百石を領していただけに広大な敷地をもつ。昭和17年（1942）の火災により敷地内にあった客殿、庫裏等の建築物は焼失してしまったが、現在も残る回遊式の庭園や長大な石垣、守護不入之碑等に往時の権勢を窺うことができる。</p> <p>石垣は、敷地南側に東西約120mにわたって築かれたもので、高さは約3mもあり、城郭を思わせる壮大な景観を有している。地元の石材を使用しているとされ、近世の戸隠を代表する工作物として貴重な遺構である。</p>
備考	打込み接～石垣積み形式の一つで、積石の角を少々叩き、石の合端が幾らかかみ合うように側面を整えた積み方。近世城郭の石垣に多く見られる形式。



久山館 案内図 S=1:5,000



写真1 石垣 (東から)



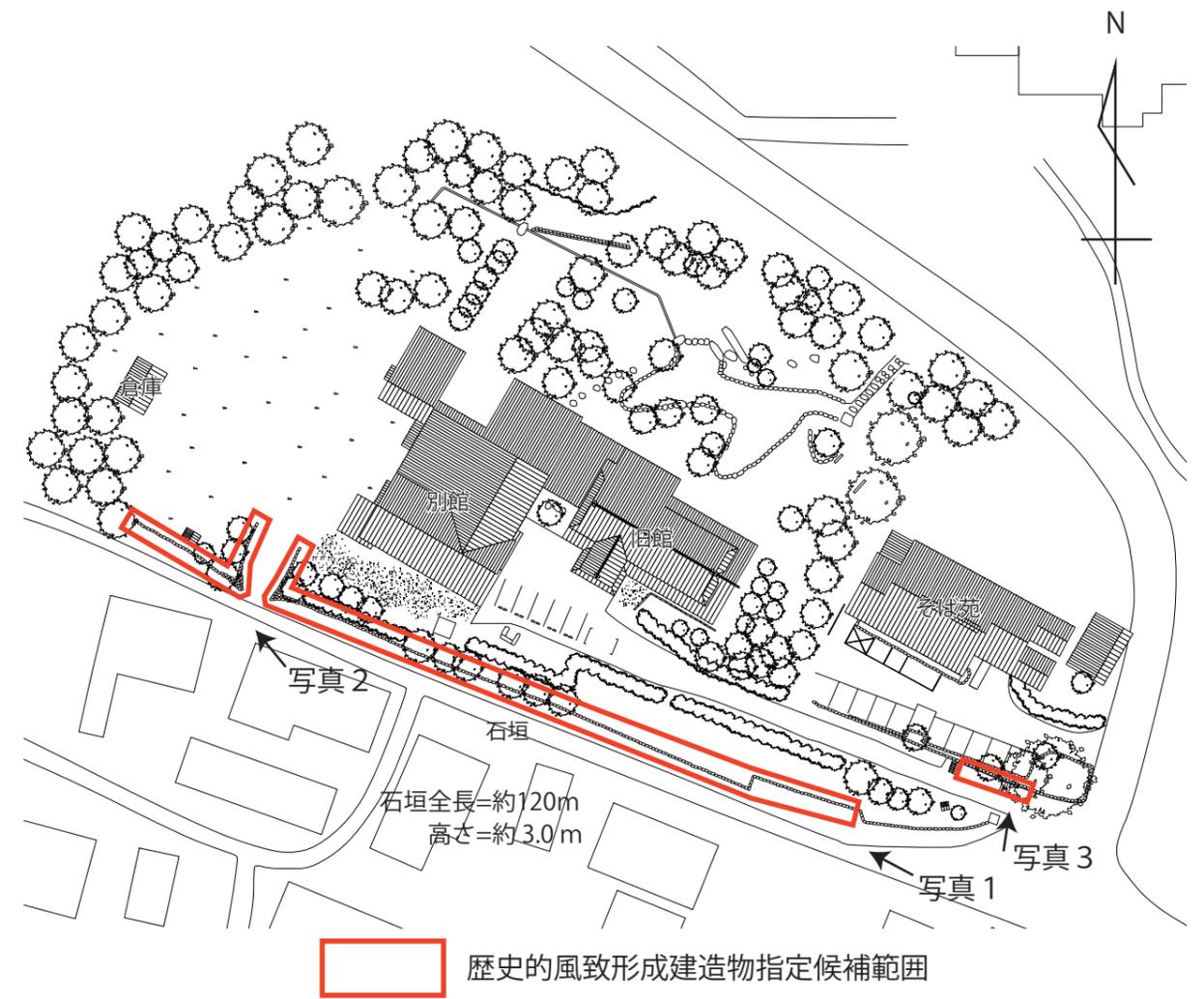
写真2 石垣 (東から)



写真3 石垣 (南から)



古写真 昭和初期撮影 (南東から)



久山館 配置図 S=1:1,000